

景観行政の今後の方向性に関する提言 ～景観を育み、活かし、未来へ～（景観審議会 令和8年2月提言）

1 背景

景観形成等に関する条例の制定から40年にわたり、地域の個性を生かした美しい景観づくりに取り組んできているが、景観を取り巻く環境が変化（人口減少や偏在化、デジタル技術の進展、観光・交流の多様化など）しているため、これまでの成果を踏まえつつ、次の世代に引き継ぐべき魅力ある景観の保全や活用に向けた県として取り組むべき方向性について提言として取りまとめた。

2 景観行政のこれまでの歩みと主な成果

(1) 条例に基づく景観誘導

- ア 県全域における景観誘導
- イ 良好な景観を阻害する物件等の改善
- ウ 指定地区・地域における優れた景観の形成
- エ 景観資源の保全と活用
- オ 住民の参画と協働による景観の形成等
- カ 景観づくりへの支援

(2) 指定等の実績

- ア 景観形成地区等（指定：35地区・地域）
- イ 景観形成重要建造物等（指定：137件）
- ウ 景観遺産（登録：3件）

(3) 情報発信

ひょうごの景観ビューポイント150選

3 景観行政を取り巻く現状と課題

- (1) 景観まちづくりの担い手不足
- (2) 景観資源の老朽化と空き家の増加
- (3) 情報発信の不足
- (4) 景観形成に寄与する建造物等の維持管理の困難性

景観まちづくりに係る専門家などの人材の育成、支援体制の強化、観光や地域振興との連携促進、維持管理支援の充実など、総合的な対応が課題

4 景観行政の今後の方向性について

- ・景観の創造と保全の成果を「未来へ継承し、景観資源を守りながら新たな価値を創出する取組」
- ・景観資源を保全・活用し、地域の価値向上と観光や地域振興へとつなげる
- ・地域の担い手に利益が還元される「民間主導の循環型の取組への転換」を推進

- ・県は、さらなる価値付け・情報発信・取組のプロセスや成果の整理・定型化を行い、市町へこれらのモデルの提供により、県全体の景観形成を後押しする。

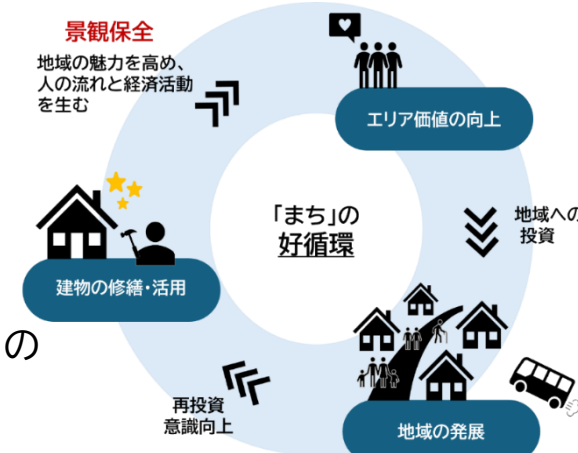


図 理想とする景観まちづくりのイメージ

3つの観点を踏まえた施策の方向性

① 住民や民間主体の景観まちづくりの推進

(1) 地域が主体となった景観まちづくり

- ・エリアマネジメントの取組により景観資源の活用促進
- ・地域主体で景観資源を守る制度の周知及び見直し
- ・地域住民のアイデアを取り込む仕組づくり

(2) 景観まちづくりの担い手の育成

- ・エリアマネジメントを担う人材を発掘・育成
- ・教育・研究機関等での教育や調査・研究による地域のつながり強化

(3) 景観まちづくりの取組に関する情報発信

- ・景観まちづくりの取組や実績、キーパーソン等を広く発信

② 観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策

(1) 地域景観の特性や魅力を情報発信

- ・ひょうごの優れた景観を広く発信する専用ホームページの整備
- ・インフルエンサー等を活用した地域景観の魅力発信

(2) 関係部局と連携した景観資源の活用

- ・観光、産業振興等の担当部局と連携した景観資源のPR

(3) 新たな景観資源の発掘

- ・多自然地域における新たな景観資源の発掘

③ 景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方

(1) 建造物等の保全・活用に係る相談窓口の一元化

- ・建造物の保全・活用に関する地域ごとの総合的な相談窓口を設置
- ・景観資源の情報の収集・共有するため市町との連携を強化

(2) 景観保全を支えるネットワークの構築

- ・景観保全に関する技術的ノウハウの蓄積・共有の仕組みづくり
- ・市町、文化財等の関係部局との連携を強化

(3) 修景等に関する支援の見直し

- ・ふるさと納税等を活用した保全・活用の支援

(参考) 景観行政の今後の方向性に関する提言 ～景観を育み、活かし、未来へ～ [景観行政の変遷]

年度	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25	R1	R5
景観の形成等に関する条例	○景観法 公布(H16.6)								
	◎都市景観の形成等に関する条例 制定(S60.3) 改正(H16.10)■ ◆改正(H19.3) ◇改正(H18.3) ☆改正(H25.3) ★改正(R4.3)								
	□「景観の形成等に関する条例」に改称・改正(H5.3)								
	●都市景観形成等 基本方針策定(S61.2)	●景観形成等 基本方針策定(H5.10)					●基本方針 改定(H26.10)	●基本方針 改定(R4)	
	◎都市景観形成地区(S60)	□景観形成地区(H5)(指定実績28地区、現在の指定16地区)							
			□風景景観地域(H5)		☆広域景観形成地域(H25)(指定実績6地域、現在の指定5地域)				
			□景観形成等住民協定(H5)(認定実績4地区、現在3地区)						
					■星空景観形成地域(H16)(指定1地域)				
					★景観形成重点区域(R4)(指定3地域)				
					★景観遺産(R4)(登録3件)				
					■景観形成重要建造物等(H16)(指定実績137件、現在の指定131件)				
					☆認定景観形成重要建造物(H25)(指定実績1件)				
					◆景観形成等基本計画(H19)(西播磨・丹波地域策定(H20.7))				
	◎大規模建築物等届出制度(S60,H5改正)								
							◇景観影響評価制度(景観アセス)(H18,H20改正)		
							◆空地利用等景観基準(H19)		
							☆建築物等の物件の管理(景観支障建築物)(H25)		
							ひょうごの景観ビューポイント150選(H31)		
			景観基金 設置(H2.10)		景観形成支援事業				
条 関 例 連	○屋外広告物条例 制定(H4.3)								
	○緑豊かな地域環境の形成に関する条例 制定(H6.3)								

景観行政団体：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、伊丹市、三田市、
丹波篠山市、豊岡市、宝塚市、朝来市、芦屋市、川西市、養父市

※ 各制度の符号は、条例制定又は改正符号に示す年月に創設されたもの